

に次の二項を加える。

前項の規定により同項に規定する通知された事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供した場合には、第二十五条第三項（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の十四第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）又は第二十七条の二十八第一項（第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類について、これらの規定により公衆の縦覧に供されたものとみなして、証券取引法令の規定を適用する。

第二十八条の二第二項第一号中「第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号」を「第二十八条の四第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号まで」に改める。

第二十八条の三中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十一条の四中「その添付書類」を「これに添付すべき書類若しくは電磁的記録」に、「記載」を「記載若しくは記録」に改め、同条第六号中「登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され」を加え、同条第九号ニを次のように改める。

第五十六条の二第三項の規定により第一十八条の登録を取り消された場合、証券仲介業者が第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消された場合、外国証券会社が外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合若しくは許可外国証券業者(同法第二条第一号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)が同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定によ

り同法第十三条の二第一項の許可を取り消された場合又はこの法律若しくは外国証券業者に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は国内における代表者(同法第二条第九号に規定する国内における代表者をいう。以下この号において同じ。)であつた者(この法律又は外国証券業者に関する法律に相当する外国の法律の規定により当該外国において受けている当該登録又は許可を取り消された個人を含む。)でその取消しの日から五年を経過しない者(「」を「監査役若しくはこれらに準ずる者」、第六十六条の十八第二項を加え、「監査役若しくはこれらに準ずる者」を「監査役若しくはこれらに準ずる者」に改め、「第二十四条第二項」の下に「(同条第六十六条の十八第二項)」を削り、同号ホを同号ヘし、同号ニの次に次のようになります。)

号)第九条第五項第一号に規定する株会社をいう。以下この号及び第三十三条の五において同じ。)の子会社であるときは、当該株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われるている者であつて、その法定代理人が前号イからトまでのいずれかに該当するものロ 前号ロからトまでのいずれかに該当する者十一 法人である主要株主のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社イ 第五十六条第一項若しくは第五十六条の二第三項の規定により第二十八条の登録を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている第二十八条若しくは第六十六条の二の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政处分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者ロ 第七号に規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第二十八条の四に次の四項を加える。
前項第十号及び第十一号の「主要株主」とは、会社の総株主又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項及び第三十三条の二第一項において同じ。)の百分の二(会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権(保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この条及び第三十三条の二第一項において「対象議決権」という。)を保有している者をいう。

第一項第十号の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権行使することができる権限又は当該議決権の行使

について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

株式の所有關係新規關係の他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象に議決権を保有する場合当該特別の関係に

第二項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十二条第三項中「銀行」の下に「協同
或金融機関」を加え、同条第五項中「第六
、外國証券会社」を加える。

第三十三条の次に次の二節を加える。
五条の三、第百三条第一項及び第二項、第百六十三条第一項」を「及び第六条の下に「、協同組織金融機関」を加える。

第一節の二 主要株主

る主要株主をいう。以下この節において同じ。)となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権の保有者の保有する当該対象議決権の数を当該証券会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう)、保有的目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

前項の対象議決権保有届出書には、第二十九条の四第一項第十号及び第十一号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

会社の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができ

第三十三条の四 証券会社の主要株主は、当該
証券会社の主要株主でなくなつたときは、逕

港なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

会社をいう。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

なるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該主要株主の書類その他の物件の検査(第三十三条の二から第三十三条の四までの届出若しくは措置又は当該証券会社の営業若しくは財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第六十一条第一項中「この条及び第六十四条の七から第六十四条の九」を「第三章の二」に、「以下」を次項において「」に改め、「証券会社」の下に「(外国証券会社を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

第六十三条中「又は証券会社(以下これを「ト

ていた間の行為(当該過去五年間の行為に限る)が前号に該当していたことが判明したこと。

第六十四条の七第一項中「であつて当該協会に所属する証券会社又は登録金融機関の外務員

(外国証券会社を含む。以下この条において同じ。）の外務員に係るもの」に改め、同条第二項中「前項」と「前二項」に改り、同を第三項又

中「前項」を「前二項」と改め、同条第三項及び第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項中「又は登録金融機関」を削り、「第六十四条の五第一項第一号又は第二号」を「第六十四条の五第一項第一号から第三号までのいずれか」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第六十四条第三項第一号ハ中「又は登録金融機関の商号又は名称」を「、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者の商号、名称又は氏名」に改め、同号に次のように加える。

二 証券仲介業を営んだことのある者について
は、その営んだ期間

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、協会に所属しない証券会社の外務員に係る登録事務（第六十四条の五に係るもの）

の四第九号イから「まで」を「第二」十八条の四第一項第九号イからトまでに改め、同項第三号中「又は登録金融機関」を「、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者」に改め、

第六十四条の八第一項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

同項に次の一号を加える。

第六十四条の九中「第六十四条の七第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「、第六十

第六十四条の四第二号中「第二十八条の四第一項
九号イからヘまで」を「第二十八条の四第一項
する者

四条の「第一項」を「若しくは第六十四条の二第一項」に改め、「又は」の下に「第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会

第九号「からトまで」に改める。

の」を加える。

の四第九号イからエまでを第一二十九条の四第一項第九号イからトまでに改め、同項に次の一号を加える。

第六十五条の二第一項中「銀行」の下に「、

協同組織金融機関」を加え、同条第二項中「同号から第五号まで、第八号及び第九号」を「同条第一項第一号から第五号まで及び第八号から第十一号まで」に改め、同条第三項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第五項中「第二十八条の四第六号」を「第二十八条の四第一項第六号」に、「第六十四条から第六十四条の六まで、第六十四条の八並びに第六十四条の九」を「並びに第六十三条から第六十四条の九まで」に、「及び第四十二条」を「、第四十二条及び第四十四条第一号」に改め、同条第九項中「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加え、同条第十項中「第五十九条第一項」を「第二十八条の四第三項」に改める。

第六十五条の三中「銀行」の下に「、協同組織金融機関」を加える。

第六十六条の次に次の二章を加える。

第三章の二 証券仲介業者

第一節 総則

第六十六条の二 銀行、協同組織金融機関、信託会社その他政令で定める金融機関以外の者（証券会社、外国証券会社及び登録金融機関の役員（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第二条第九号に規定する国内における代表者を含む。）及び使用人を除く。）は、第二十八条の規定にかかるらず、内閣総理大臣の登録を受けて、証券仲介業を営むことができる。

第六十六条の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員の氏名
三 証券仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 委託を受ける証券会社、外国証券会社又は登録金融機関（以下この章及び次章において「所属証券会社等」という。）の商号又

五 他に事業を営んでいるときは、その事業
の種類

六 その他の内閣府令で定める事項

前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 証券仲介業の業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

三 法人であるときは、定款及び会社登記簿の謄本(これらに準ずるもの)を含む。)

四 その他内閣府令で定める書類

前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて

口に該当する者

九号イからトまでのいづれかに該当する者のある者

三 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる者

四 証券仲介業を適確に遂行することができ
る知識及び経験を有しないと認められる者
が協会に加入していない者

五 登録申請者の所属証券会社等のいづれか
が証券会社又は外国証券会社

六 第六十六条の六 証券仲介業者は、第六十六条
の三第一項各号に掲げる事項について変更があ
つたときは、その日から二週間以内に、そ
の旨を内閣総理大臣に届け出なければならな
い。

内閣総理大臣は、前項の規定による届出を
受理したときは、届出があつた事項を証券仲
介業者登録簿に登録しなければならない。

証券仲介業者は、第六十六条の三第二項第
二号に掲げる書類に記載した業務の内容又は
方法について変更があつたときは、内閣府令
で定めるところにより、遅滞なく、その旨を
内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 業務

第六十六条の七 証券仲介業者は、営業所又は
事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣
府令で定める様式の標識を掲示しなければな
らない。

証券仲介業者以外の者は、前項の標識又は
これに類似する標識を掲示してはならない。
第六十六条の八 証券仲介業者並びにその役員
及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正
に、その業務を遂行しなければならない。
第六十六条の九 証券仲介業者は、自己の名義
をもつて、他人に証券仲介業を営ませてはな
らない。

第六十六条の十 証券仲介業者は、第二条第十
一項各号に掲げる行為(以下この章において

「証券仲介行為」という。を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属証券会社等の商号又は名称

二 所属証券会社等の代理権がない旨

三 第六十六条の十二の規定の趣旨

四 その他内閣府令で定める事項

第六十六条の十一 証券仲介業者は、その行つ
証券仲介業の顧客に対し所属証券会社等の委
託を受けて行う証券仲介行為以外の第二条第
八項各号に掲げる行為をしてはならない。た
だし、有価証券に係る投資顧問業の規制等に
関する法律第二条第四項に規定する投資一任
契約に係る業務を営むときは、この限りでな
い。

る投資一任契約に係る業務を営む場合は当該業務に基づいて顧客のために行う有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用してこれらの顧客以外の顧客に対して勧誘する行為

八 投資信託及び投資法人に関する法律第

二 条第十六項に規定する投資信託委託業を営む場合には当該業務に基づく投資信託財産(同法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。)の運用の指図に係る有価証券の売買その他の取引等又は同法第二条第十七項に規定する投資法人資産運用業を営む場合には当該業務に基づく投資法人(同条第十九項に規定する投資法人をいう。)の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報を利用して勧誘する行為

二 証券仲介業以外の業務を営む場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者者に関する情報(有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されない情報であつて証券仲介業に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る。)を利用して勧誘する行為

本金錢を貸し付けることを条件として勧誘する行為

二 証券仲介業により知り得た証券仲介業に係る顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為

三 前二号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券仲介業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第六十六条の十四 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券仲介業者について、第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券仲介業者の顧客につ

いて、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該証券会社が」とあるのは、「当該証券仲介業者の所属証券会社等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 経理

第六十六条の十五 証券仲介業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、証券仲介業に関する報告書を作成し、毎営業年度又は事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

法人を代表する役員であつた者
四 法人が破産したとき。その破産管財人
五 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

証券仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属証券会社等がな

くないたときは、又は第二十八条の登録若しくは外国証券業者に関する法律第三条第一項の登録を受けたときは、当該証券仲介業者の第

第六十六条の二の登録は、その効力を失う。

業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該証券仲介業者の第六十六条の二の登録を取り消し、六ヶ月以内の期間を定め

て業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項

を命ずることができる。

(第二号イにあつては、第二十八条の四第一項第十一号イのうちこの法律に相当する

外国の法令の規定に係る部分に限り、第一号口を除く。)に該当することとなつたと

二 不正の手段により第六十六条の二の登録を受けたとき。

三 証券仲介業に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

内閣総理大臣は、証券仲介業者の役員が、第二十八条の四第一項第九号イからトまでの

いづれかに該当することとなつたときは、又は前項第二号に該当する行為をしたときは、當

該証券仲介業者に対して、当該役員の解任を命ずることができる。

第六十六条の十九 内閣総理大臣は、第六十六条の十七第二項の規定により第六十六条の二

の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第六十六条の二の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

第六十六条の二十 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとときは、証券仲介業者若しくはこれと取引をする者に対し当該証券仲介業者の証券仲介業務に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券仲介業者の証券仲介業務の状況若しくは書類その他の物件の検査をさせることができる。第六十六条の二十一 第六十二条第一項及び第三項の規定は第六十六条の二の登録について、第六十二条第二項及び第三項並びに第六十三条の規定は証券仲介業者について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 雜則

第六十六条の二十二 証券仲介業者の所属証券会社等は、その委託を行つた証券仲介業者が証券仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責めに任する。ただし、当該所属証券会社等がその証券仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う証券仲介行為につき顧客に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

第六十六条の二十三 第六十四条から第六十四条までの規定は、証券仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条の二十四 第六十六条の二から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第六十八条第一項第一号中「証券会社」の下に「(外国証券会社を含む。次項において同じ。)」を加える。

第七十条第一項第一号中「第九号」から「(九号イからハまで)」を「(第二十八条の四第一項第九号イからトまで)」に改める。

第七十四条第一項第九号中「使用人」の下に

有してはならない

前項本文に規定する場合に、証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者（以下「この項において「特定保有者」といふ。）は、持三ヶ月以上（この限りで、日付

（つづき）に特定期間で定める事項を、遅滞なく、内閣總理大臣に届け出なければならない。

第一百六条の十五 証券取引所持株会社の株主は、当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者

(以下この条において「対象議決権保有者」という。)となつたときは、内閣府令で定める

ところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の中の当該証券取引所持株会社の総株主の議決権の

数で除して得た割合をいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議

決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている

疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該議員をして

てその者の書類その他の物件の検査(対象議決権保有届出書の記載に關し必要な検査に限

る。)をさせることができる。

三五五社は、この類の外多説は種々現行
しくは保有しようとする者又は証券取引所持
株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決

権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受ければならない。

ただし、証券業協会又は証券取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

前項の規定は、依て本支票法林の

る場合において、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

前項に規定する場合に、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有したこととなつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者となつた日から三月以内に、証券取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第一百六条の三第三項及び第五項の規定は、特定保有者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第一百六条の十七第一項」と読み替えるものとする。

第一百六条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、証券取引所持株会社の子会社である株式会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が証券取引所の業務の公共性に関し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

第八十三条第二項の規定は、前条第一項及び第三項ただし書の認可について準用する。この場合において、第八十三条第二項中「前項」とあるのは、「第一百六条の十八第一項」である。

は、当該認可を取り消された日から三月以内に、証券取引所持株会社の主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定により必要な措置を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聽聞を行わなければならない。

第一項及び前項の規定は、証券取引所持株会社の主要株主基準値以上の数の対象議決権を保有する証券業協会及び証券取引所について準用する。

第一百六条の二十二 証券取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第一百六条の十七第一項及び第三項ただし書の認可は、効力を失う。

一 認可を受けた日から六ヶ月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

第一百六条の八第二項の規定は、前項の規定により認可が失効した場合について準用する。

第一百六条の二十三 証券取引所持株会社は、子会社である株式会社証券取引所の経営管理を行うこと及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

証券取引所持株会社は、その業務を営むに当たつては、子会社である株式会社証券取引所の業務の公共性に十分配慮し、その業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならぬ。

第一百六条の二十四 証券取引所持株会社は、取引所有価証券市場の開設及びこれに附帯する業務を當む会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合は、取引所有価証券市場の開設に関

べき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該証券取引所若しくは当該子会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査、当該子会社にあつては、当該証券取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

第一百五十二条 内閣総理大臣は、証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該各号に定める処分をすることができる。

一 法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則に違反したとき、又は会員等若しくは当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者が法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは当該証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に定める取引の信義則に背反する行為をしたにもかかわらず、これらの者に対し法令等若しくは当該取引の信義則を遵守させるために、この法律、この法律に基づく命令若しくは定款その他の規則により認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

第八十条第一項の免許を取り消し、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、その業務の変更若しくはその業務一部の禁止を命じ、その役員の解任を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命ずること。

二 証券取引所の行為又はその開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。十日以内の期間を定めて取引所有価証券市場における有価証券の売買等の全部若しくは一部の停止を命じ、又は審議の決定を経て、三月以内の期

間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

内閣総理大臣は、前項第一号の規定により業務の全部若しくは一部の停止、業務の変更若しくは業務の一部の禁止を命じ、又は定款その他の規則に定める必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続きにかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第一百五十三条 内閣総理大臣は、証券取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくは取引の慣行又は業務の運営若しくは財産の状況に関し、公益又は投資者保護のために必要かつ適当であると認めるときは、その

規則若しくは取引の慣行の変更その他監督上必要な措置をとることを命ずることができ。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続きにかかわらず、聴聞を行わなければならない。

「第七節 雜則」を削る。

第一百五十三条の次に次の節名を付する。

第七節 雜則

第一百五十四条の次に次の節名を付する。

第七節 雜則

第一百五十四条を次のように改める。

第一百五十四条 第八十一条から前条までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第一百五十四条の次に次の章名及び節名を付す。

第五章の二 外国証券取引所

第一節 総則

第一百五十五条及び第一百五十五条の二を次のよう

うに改める。

第一百五十五条 外国有価証券市場を開設する者は、第二十八条及び第八十条第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、その電子情報処理組織と当該各号に定める者の使用に係る入出力装置(以下「外国証券取引所出入力装置」という。)と接続することにより、当該各号に定める者に外国証券取引所へ登録金融機関所入出力装置を使用して当該各号に掲げる取引を行わせることができる。

一 外国有価証券市場における有価証券の売買及び外国証券会社 証券会社及び
二 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引(国債証券等に係るものに限る。)並びに第六十五条第二項第六号ロ、ホ及びヘに掲げる取引 登録金融機関のうち内閣府令で定める業務を行う者

二十九条の二の規定は、前項の認可について準用する。

第一百五十五条の二 前条第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 本店又は主たる事務所の所在の場所

三 国内に事務所があるときは、その所在の場所

四 役員の役職名及び氏名

五 国内における代表者の氏名及び国内の住所

六 外国証券取引所参加者(外国証券取引所出入力装置を使用した前条第一項各号に掲げる取引(以下「外国市場取引」という。)を行ふ者をいう。以下同じ。)に外国市場取引を行わせる外国有価証券市場の種類及び名称

七 外国証券取引所参加者の商号又は名称

八 その他内閣府令で定める事項

前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則(これらに準ずるものと含む。以下この章において「業務規則」という。)

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類

第一百五十五条の二の次に次の三条及び一節並びに節名を加える。

第一百五十五条の二の次に次の三条及び一節並びに節名を加える。

第一百五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する免許の他の行政处分を受けた者であること。

二 認可申請者が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分(以下この号及び第一百五十五条の十において「法令等」という。)又は業務規則に違反した外国証券取引所参加者に対し法令等又は業務規則を遵守せらるべきに必要な措置をとることができる。

三 認可申請者の業務規則が外国証券取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び投資者を保護するために十分であること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えない

ばならない。

一 認可申請者が外国証券取引所参加者に外國市場取引を行わせる外国有価証券市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき(政令で定める場合に

該当するときを除く。)

一 認可申請者がこの法律若しくは外国証券業者に関する法律又はこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過するまでの者であるとき。

三 認可申請者が第百五十五条の十第一項の規定により第六十一条第一項の認可を取り消され、第六十六条の十八第一項の規定により第六十六条の一の登録を取り消され、外国証券業者に関する法律第二十四条第一項若しくは同法第二十五条において準用する第五十六条の二第三項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消され、若しくは同法第二十四条第四項において準用する同条第一項の規定により同法第十三条の二第一項の許可を取り消され、又はその本店若しくは主たる事務所の所在する国において受けている第十八条若しくは第六十六条の二の登録若しくは第八十条第一項、第一百五十六条の二若しくは第一百五十六条の二十四第一項の免許と同種類の登録若しくは免許(当該登録又は免許に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

四 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者があると認められるものがないとき。

六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在する国のこの法律に相当する外國の法令を執行する当局の第八十九条第一項第一号に規定する保証又はこれに準ずると認められるものがないとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

第一百五十五条の四 内閣総理大臣は、第百五十一条の二第一項の規定による認可の申請がされた場合において、その認可を与えることが適当でないと認めるときは、認可申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならぬ。

内閣総理大臣が、第百五十五条第一項の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合には、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

第一百五十五条の五 外国証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、毎年四月から翌年三月末までの期間における外国市場取引に関する業務報告書を作成し、当該期間経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二節 監督

第一百五十五条の六 内閣総理大臣は、外国証券取引所が第百五十五条第一項の認可を受けた当時第百五十五条の三第一項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

第一百五十五条の七 外国証券取引所は、第百五十五条の二第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合、業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第一百五十五条の八 外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一 外国市場取引を行う外国証券取引所参加者がなくなつたとき。

二 外国市場取引が行われる外国有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者は又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

投資者保護のため必要かつ適當であると認めることは、外国証券取引所若しくは外國証券取引所参加者に對し外国市場取引に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして當該外國証券取引所の外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させることができる。

第一百五十五条の十 内閣総理大臣は、外国証券取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、当該外國証券取引所の第百五十五条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命ずることができる。

一 第百五十五条の三第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 第百五十五条の三第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。

三 認可に付した条件に違反したとき。

四 法令等若しくは業務規則に違反したとき、又は外國証券取引所参加者が法令等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対し法令等若しくは業務規則を遵守させるために當該外國証券取引所に認められた権能を行使せずその他必必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外國証券取引所の行為又はその開設する外国有価証券市場における外国市場取引の状況が公益又は投資者保護のため有害であると認めるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第八十三条第二項第三号イ、ロ又はホのいずれかに該当する者のある会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第八十三条第二項第五号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類」に改める。

つては、当該事務所に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。)が法令等に違反したときは、当該外國証券取引所に對し、当該国内における代表者の解任を命ずることができる。

内閣総理大臣は、第一項の規定により外国市場取引の全部若しくは一部の停止又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命じようとするときは、行政手続法第十一条第一項の規定による意見陳述のための手続きにかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

内閣総理大臣は、第一項の規定により外国市場取引の全部若しくは一部の停止又は外国市場取引に係る業務の変更若しくは一部の禁止を命じようとするときは、行政手続法第十一条第一項の規定による意見陳述のための手続きにかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第三節 雜則

第一百五十六条中「第八十条」を「第百五十五条」に改める。

第五章の一 証券取引清算機関等」を「第百五十六条の四第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 免許申請者が第百四十八条、第百五十二条第一項、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十六において準用する第百四十八条若しくは第百五十六条の三十二第一項の規定により免許を取り消され、若しくは第百五十六条第一項、第五十六条の二第三項若しくは第六十六条の十八第一項の規定により登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの会社であるとき。

四 免許申請者の取締役、執行役又は監査役のうち第八十三条第二項第五号中「その添付書類」を「これに添付すべき書類」に改める。

五百五十五条の八 外國証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第百五十五条第一項の認可は、効力を失う。

一 外国市場取引を行ふ外國証券取引所参加者がなくなつたとき。

二 外國市場取引が行われる外国有価証券市場の全部を閉鎖したとき。

三 解散したとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

六 認可申請書又はその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があるとき。

とし、同項第四号中「第一百五十四条」を「第一百五十五条」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第一百五十五条の九の規定による権限(外
国市場取引の公正の確保に係る外国証券取
引の業務として政令で定める業務に関する
ものに限る。)

条第一項】に改め、「措置」の下に、「第一百五十五条の十一第一項の規定による停止、変更若しくは禁止」を加え、同条に次の一号を加える。
四 第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

第二百条第十八号を同条第二十二号とし、同条第十七号を同条第二十一号とし、同条第十六号を同条第二十号とし、同条第十五号中「第一百三條」を「第一百三条第一項若しくは第二項ただし書又は第六百六条の十四第一項若しくは第二項ただし書」に改め、同号を同条第十七号とし、

第五項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加え、同条第十号を同条第十二号とし、同条第九号を同条第十一号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

三百九十四条の六第二項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二条第十一項各号に掲げる行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

第一百九十八条の二第一項第一号中「前条第十八号」を「前条第十九号」に改める。

第一百九十八条の三中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、「又は金融機関」を「金融機関若しくは証券仲介業者」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一百九十八条の二の二 第一百六条の十第一項又は第三項の規定に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条の四中「金融機関」の下に「証券仲介業者」を、「証券取引所」の下に「証券取引所持株会社、外国証券取引所」を加え、「又は証券金融会社」を「若しくは証券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は証券仲介業者」を加え、同条第二号中「又は第五十六条の二第二項」を「第五十六条の二第二項又は第六十六条の十八第一項」に改め、同条第三号中「第一百五十五条第一項」を「第一百五十二

条第一項」に改め、「措置」の下に「、百第五十五条の十一第一項の規定による停止、変更若しくは禁止」を加え、同条に次の一号を加える。
四 第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

第一百九十八条の五第一号中「第六十九条、第八十二条」を「第六十六条の三、第六十九条、第八十二条、第一百六条の十一、第一百五十五条の二」に改め、同条第二号中「又は第一百五十六条の三十五」を「、第六十六条の十五第一項、第一百五十五条の五又は第一百五十六条の三十五」に改め、同条第三号中「若しくは第五十二条第三項」を「、第五十二条第三項若しくは第六十六条の十六」に改め、同条第七号中「第五十九条第一項若しくは第三項又は第六十五条の二第二項」を「第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第一百三条の三、第一百六条の六、第一百六条の十六又は第一百六条の二十」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二第十项、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第一百三条の三、第一百六条の六、第一百六条の十六、第一百六条の二十七、第一百五十一条、第一百十五条の九、第一百五十六条の十五、第一百六条の三十四又は第一百八十七条第四号の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

項若しくは第三項又は第一百六条の二十一第一項の規定に違反した者
十九 第一百六条の七第一項又は第一百六条の二十一第一項の規定による命令に違反した者
第一項の下に「及び第六十六条の十四」を加え
第二百条第十四号中「第六十五条の二第六项」の下に「及び第六十六条の十四」とし、同号の次に次の一号を加える。

による命令に違反したとき。
第二百一条第二項中「銀行」の下に「、協同組織金融機関」を加える。

十六 第六十六条の十二の規定に違反して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は顧客の金銭若しくは有価証券を預託させた者

第二百条第十三号中「第六十五条の二第六項」の下に「及び第六十六条の十四」を加え、同号を同条第十四号とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

二号を第十五号とし、十一号を第十四号とし、十号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 第百三条第三項、第一百六条の三第三項（第一百六条の十第四項及び第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）又は

第十三 第三十三条の三（第三十二条の五において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第百六条の十四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四号」に改める。
第二百条の三中「金融機関」の下に「、証券
仲介業者」を加え、「又は証券金融会社」を「、
証券取引所持株会社、金融先物取引所、金融先
物取引所持株会社、外国証券取引所若しくは証
券金融会社」に改め、「従業者」の下に「又は
証券仲介業者」を加え、同条第二号中「第六十
五条の二第四項」の下に「及び第一百五十五条第
二項」を加え、同条第六号中「第六十五条の二

出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者
第二百五条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「第六十五条の二第五項」の下に「及び第六十六条の二十三」を加え、同号の次に次の一号を加える。
八 第三十三条の二（第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽

する者は、国内における代表者を定め、次に

掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理

大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在の場所

二 資本の額

三 役員(取引所取引業務を行う営業所(以下

「取引所取引店」という。)の所在する国(本

店の所在する国を除く。)における代表者

(次条において「取引所取引店所在国にお

ける代表者」という。)を含む。)の役職名及

び氏名

四 取引所取引店の名称並びにその所在する

国及び場所

五 他に事業を営んでいるときは、その事業

の種類

六 本店及び取引所取引店が加入している外

国証券取引所(証券取引法第一条第八項第

三号口(定義)に規定する外国有価証券市場

を開設する者をいう。次条において同じ。)

の商号又は名称

七 国内に事務所その他の施設があるとき

は、その所在の場所

八 国内における代表者の氏名及び国内の住

所

九 取引参加者となる証券取引所の商号又は

名称

十 その他内閣府令で定める事項

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を

添付しなければならない。

一次条第一号イからチまで及びヌに該当し

ないことを誓約する書面

二 取引所取引店における取引所取引業務の

内容及び方法として内閣府令で定めるもの

を記載した書類

三 定款及び会社登記簿の謄本(これらに準

ずるもの)を含む。並びに業務の内容及び方

法を記載した書類

四 国内における会社登記簿の謄本

五 直近三年間に終了した各事業年度に関する

る貸借対照表及び損益計算書

六 その他内閣府令で定める書類

第三条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の

規定による許可の申請が次の各号のいずれか

に該当するときは、その許可を拒否しなけれ

ばならない。

一 許可申請者が次のいずれかに該当すると

き。

イ 株式会社と同種類の法人でないとき。

ロ 本店又は取引所取引店が所在するいず

れかの国において登録等(第三条第一項

又は証券取引法第二十八条(証券業の登

録の登録と同種類の登録(当該登録に類

する許可その他の行政処分を含む。)をい

う。以下この号において同じ。)を受けて

いないとき。

ハ いづれかの取引所取引店において取引

所取引と同種類の取引に係る業務を第六

条第一項第二号に規定する政令で定める

期間以上継続して営んでいない者である

とき(政令で定める場合に該当するとき

を除く。)

二 いづれかの取引所取引店がその所在す

る国の外国証券取引所(当該国において

証券取引法第八十条第一項(有価証券市

場開設の免許)の免許と同種類の免許又

はこれに類する許可その他の行政処分を

受けたものに限る。第三号において同

じ。)に加入していないとき。

ホ 前条第一項第一号に規定する資本の額

が、第六条第一項第四号に規定する政令

で定める金額に満たない法人であると

き。

ヘ 純財産額が第六条第一項第五号に規定

する金額に満たない法人であるとき。

ト 第二十四条第一項の規定若しくは第二

十五条において準用する証券取引法第五

十六条の二第三項(自己資本規制比率悪

化の場合の処分)の規定により第三条第

一項の登録を取り消され、第二十四条第

四項において準用する同条第一項の規定

により第十三条の二第一項の許可を取り

消され、若しくは同法第六十六条の十八

第一項(証券仲介業者の処分)の規定によ

り同法第六十六条の二の登録を取り消さ

れ、又は本店若しくは取引所取引店が所

在する国において受けている登録等が外

国証券法令の規定により取り消され、そ

の取消しの日から五年を経過するまでの

者であるとき。

チ 第六条第一項第八号に規定する法律の

規定又はこれらに相当する外国の法令の

規定に違反し、罰金の刑(これに相当す

る外国の法令による刑を含む。)に処せら

れ、その刑の執行を終わり、又はその刑

の執行を受けることがなくなつた日から

五年を経過していないとき。

リ 他に営んでいた事業が公益に反すると

認められる者であるとき。

ヌ 役員、取引所取引店所在国における代

表者又は国内における代表者のうちに証

券取引法第二十八条の四第一項第九号イ

からトまで(証券業の登録の拒否)に掲げ

る者のいづれかに該当する者のある法人

であるとき。

ル 取引所取引業務に係る人的構成が取引

所取引業務を適確に遂行するに足りるもの

のと認められない者であるとき。

ホ 在するいづれかの国の外国証券規制当局の

証券取引法第一百八十九条第二項第一号(外

国証券規制当局に対する調査協力)に規定

する保証がないとき。

ヘ 許可申請者の取引所取引店が加入してい

参加者となる証券取引所との間で情報の提

供に関する取決めの締結その他の当該証券

取引所による証券取引法、同法に基づく命

令又は定款その他の規則により認められた

権能を行使するための措置が講じられて

ないとき。

四 許可申請書又はその添付書類のうちに虚

偽の記載があり、又は重要な事実の記載が

欠けているとき。

(許可外國証券業者に係る準用規定)

第十三条の五 第十条第二項、第十一条並びに

国証券業者について準用する。この場合にお

いて、第十一条第一項中「主たる支店の所在

地」と、第十二条第一項中「第四条第一項各

号」とあるのは「国内における代表者が欠け

る前における当該国内における代表者の住所

地」と、第十二条第一項中「第四条第一項各

号」とあるのは「第十三条の三第一項各号」

と、同条第三項中「第四条第二項第二号」と

あるのは「第十三条の三第二項第二号」と、

「支店における業務」とあるのは「取引所取

引業務」と、「あつたとき」とあるのは「あ

つたときその他内閣府令で定める場合」と読

み替えるものとする。

二 許可申請書又はその添付書類のうちに証

券取引法第二十八条の四第一項第九号イ

からトまで(証券業の登録の拒否)に掲げ

る者のいづれかに該当する者のある法人

であるとき。

ル 取引所取引業務に係る人的構成が取引

所取引業務を適確に遂行するに足りるもの

のと認められない者であるとき。

ホ 在するいづれかの国の外国証券規制当局の

証券取引法第一百八十九条第二項第一号(外

国証券規制当局に対する調査協力)に規定

する保証がないとき。

ヘ 許可申請者の取引所取引店が加入してい

る。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第十条の六 投資信託委託業者の主要株主は、
当該投資信託委託業者の主要株主でなくなつた
ときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣

(主要株主に関する規定の準用)

第十条の七 前三条の規定は、投資信託委託業者を子会社（第九条第四項に規定する子会社）をいう。第三十九条第二項において同じ。とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第十三条の二中「當む場合」の下に「当該投資信託委託業者が証券仲介業者(証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいいう。以下同じ)又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二条第一号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ)である場合を除く。」を加える。

第十五条第一項第四号中「同条第十八項」を「同条第二十一項」に改め、同条第二項第三号イ中「証券会社〔〕」を「証券会社等〔証券会社〔〕に改め、「以下同じ。」の下に「、証券仲介業者又は許可外国証券業者をいう。以下同じ。」)を加える。
第十六条の二第一項中「第一条第十四項」を「第一条第十六項」に改める。
第三十四条の三第二項第三号イを次のように改める。

第三十四条の十一第六項中「場合」の下に
「又は第二項の規定により届け出た業務を當む
場合」を加え、同項を同条第七項とし、同条第
三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同各
第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第一項中「、投資信託委
託業又は投資法人資産運用業に関連する業務
で」を削り、同項の次に次の一項を加える。

けて証券業を営む場合、当該投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、前項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出、前項本文に規定する業務以外の業務を営むことができる。

第三十四条の十三第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改める。

第三十五条第一号中「証券会社」の役員」を「証券会社等の役員(国内における代表者(外国証券業者に関する法律第一条第九号に規定する国内における代表者をいう。)を含む。以下同じ。)」に改める。

第三十四条の十五第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改める。

第三十九条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、投資信託委託業者の主要株主又は投資信託委託業者を子会社とする持株会社の主要株主に対し、第十条の四から第十一条の六までの届出若しくは措置若しくは当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の営業所その他他の施設に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(第十条の四から第十一条の六までの届出若しくは措置又は当該投資信託委託業者の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

第四十九条の九第二項第三号イを次のように改める。

第五十五条第一項中「第三十九条第二項及び第三項」を「第三十九条第三項及び第四項」に

第一百一一条第五号中「証券会社」を「証券会社等一二、「使用人告」は子会社一二を「若」改める。

等」は「一、使用人若しくは子会社」を「若しくは使用人、子会社」に改め、「若しくは使用人」の下に「個人である証券仲介業者」を加

4 執行役員は、計算書類等（第一項第三号に
　　第一百二十九条第四項を次のように改める。
　　える。

掲げる書類及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。)について、会計監

査人に提出してその監査を受けなければならぬ。

「第三項」を「第三十九条第三項及び第四項」に改める。

第二百一十三条の三第一項中「第八条から第十条の三まで」を「第八条から第十条の七まで」として置く。

で」に改める。
第二百四十四条第一号中「第三十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二百四十五条第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条の五（第十条の七において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第二百四十六条中「前条第一号」を「前条第三号」に改める。

第二項」を「第三十四条の十一第三項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を

同条第十一号とし、同条第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一

号を加える。

る場合を含む)の規定による届出書類として添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書類若しくは添付書類を提出した者

号を第九号とし、第六号を第八号とし、同号の前に次の一号を加える。

七 第三十四条の十一第一項の規定に違反して、届出をせずに他の業務を営んだ者第二百四十九条第五号を同条第六号とし、同条第二号から第四号までを「一號ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。」

二 第十条の六(第十条の七において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三百五十条第三号中「第二号」の下に「若しくは第三号」を加える。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

目次中「第二十三条の三」を「第二十三条の六」に改める。

第一条第六項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「第二条第二十項」を「第二条第二十三項」に改め、同条第七項中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改め、同条第八項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十五項」に改め、同条第九項中「第二条第二十三項」を「第二条第二十六項」に改め、同条第十項中「第二条第二十四項」を「第二条第二十七項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に改める。

第七条第一項第四号中「この号」の下に「及び第二十七条第二項第四号イ」を加え、同項第八号中「使用人」の下に「(第二十七条第二項第二号において「役員等」という。)」を加える。

第十七条第一項中「第十五条」を「第十五条第一項」に改める。

第二十二条第一項第二号中「利害関係人である」の下に「証券会社等〔〕を、「以下同じ。」」十二項に規定する証券仲介業者(証券取引法第二条第一項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)又は許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第二条第一号の二に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。」を加え、「第三十条の三」を「第三十条の三第二項第一号」に改め、同項第三号中「第二十三条の三及び第三十一条の三において」を「以下」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

第一二十三条の六 投資顧問業者は、信託業務を営む場合においては、その投資顧問契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るため、その締結した投資顧問契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした助言を行

は投資顧問業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為第二十三条の二の前見出しを削り、同条を第二十三条の四とし、同条の前に見出しとして「投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為」を付し、第二十三条の次に次の二条を加える。

(投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)

第一二十三条の二 投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為

業者である場合を除く。)における第二十条の規定の適用については、同条中「貸付け」とあるのは「貸付け(証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる第三者たる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものを除く。)と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該投資顧問業者が同項に規定する信用取引に係る貸付けとして当該投資顧問業者の顧客に対して貸し付けることその他政令で定める行為は、この限りでない」とする。

7 投資顧問業者が証券仲介業者である場合における第二十条の規定の適用については、同条中「媒介」とあるのは、「媒介証券取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引を利用する際に生ずる証券会社の顧客に対する貸付けその他の政令で定めるものの媒

8 介を除く」]とする。
前各項に定めるもののほか、投資顧問業者が証券業を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。
(投資顧問業者が信託業務を営む場合の特例)
第二十三条の三 投資顧問業者が信託業務を営む場合
「**「易居」に連絡する場合**」、「**「易居」に販売する場合**」

む場合には、第十六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは

「ならない。ただし、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のために支障を生ずることがない」と認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない」と、同項第一号中「事実の有無」とあるのは「事実の有無(政令で定めるもの

2 投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、その行う投資顧問業に関して、第十八に限る。」とする。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又

条及び第十九条の規定は、適用しない。

3 投資顧問業者が信託業務を営む場合における第二十条の規定の適用については、同条中「顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客」とあるのは「顧客」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第五条第一項第三号に規定するものに限る。)その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第二十四条第二項中「法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するもの」を「株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。第二十七条第二項において「株式会社等」という。」に改める。

第二十七条に次の五項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、認可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第二十四条第一項の認可をしなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該第一項の認可をしなければならない。

二 役員等のうちに前号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものがある株式会社等。

三 個人である主要株主(認可申請者が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四

号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。以下この号、第二十九条の五及び第三十六条第二項において同じ。)の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主を含む。次号において同じ。)のうちに次のいずれかに該当する者のある者

イ 第一号に規定する取消しの日前三十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われて

いる者であつて、その法定代理人が第七条第一項第一号から第六号まで又はイのいずれかに該当するもの

ハ 第七条第一項第二号から第六号までの

いずれかに該当する者

イ 第三十八条第一項の規定により第四条の登録を取り消され、第三十九条第一項の規定により第二十四条第一項の認可を取り消され、若しくは投資信託及び投資法人に該当する者がある株式会社等

ハ 法人を代表する役員のうちに第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

イ 第二十九条第一項第二号中「第二十三条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

ハ 法人を代表する役員のうちに第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が会社の対象

三者たる銀行その他政令で定める金融機関の顧客に対する金銭の貸付けの媒介(信託業法(大正十一年法律第六十五号)第五条第一項第三号に規定するものに限る。)その他の政令で定める行為は、この限りでない」とする。

4 前三項に定めるもののほか、投資顧問業者が信託業務を営む場合におけるこの法律の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

5 次の各号に掲げる場合における第三項の規定の適用については、当該各号に定める対象決権は、これを保有しているもののみなす。

6 第二十九条第一項第二号中「第二十三条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

ハ 法人を代表する役員のうちに第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

イ 第二十九条第一項第二号中「第二十三条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

ハ 法人を代表する役員のうちに第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

ハ 法人を代表する役員のうちに第七条第一項第一号から第六号まで又は前号イのいずれかに該当する者がある者

可投資顧問業者の主要株主でなくなるための措置その他必要な措置をとることを命ずることができる。

(主要株主でなくなつた旨の届出)

第二十九条の四 認可投資顧問業者の主要株主は、当該認可投資顧問業者の主要株主でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(主要株主に関する規定の適用)

第二十九条の五 前三条の規定は、認可投資顧問業者を子会社(第二十七条第四項に規定する子会社をいう。第三十六条第二項において同じ。)とする持株会社の株主又は出資者について準用する。

第三十条の三第二項第一号中「証券会社」を「証券会社等」に改め、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 認可投資顧問業者の利害関係人である信託業務を営む金融機関が運用を行う信託財産に係る受益者の利益を図るために、当該認可投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行ふことを内容とした投資判断に基づく投資を行ふこと。

第三十一条第一項中「及び証券業」を「証券業及び信託業務」に改め、「投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に連する業務で」を削り、「當むにつき」の下に「公益又は」を加え、同条第二項中「証券業」を「証券業又は信託業務」に、「第二十三条第一項」を「第二十三条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 認可投資顧問業者が前項の認可を受けて証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)又は信託業務を営む場合においては、第一項ただし書の承認を受けることなく、内閣総理大臣に届け出て、第一項本文に

規定する業務以外の業務を営むことができない。

第三十一条第四項から第六項までを削る。

第三十二条の三を第三十一条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条の六 認可投資顧問業者は、第三十条第二項の認可を受けて信託業務を営む場合においては、その投資一任契約を締結した顧客に対して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 信託業務として運用を行う特定の信託財産に係る受益者の利益を図るために、その締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を内容とした投資判断に基づく投資を行ふこと。

二 有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報に基づいて、投資一任契約を締結した特定の顧客の利益を図ることを目的とした投資判断に基づく投資を行ふこと。

三 証券業務による利益を図るために、投資判断に基づく取引の方針、取引の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる頻度又は規模の取引を行うこと。

四 有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした投資判断に基づく投資を行ふこと。

五 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は投資一任契約に係る業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

六 「認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為」を付し、第三十二条の次に

次の二条を加える。

(認可投資顧問業者が証券業を営む場合の特例)

第三十二条の一 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)における第三十三条の規定の適用については、同条中「証券会社」とあるのは「第三者たる証券会社」と、「貸付けを」のを」と、「ならない」とあるのは「貸付けその他の政令で定めるもの」と、「ならない」とあるのは「ならぬ」。

第三十二条の二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合を除く。)における第三十三条の規定の適用については、同条中「ならない」とあるのは「ならぬ」。

第三十二条の三 認可投資顧問業者が証券仲介業者である場合(当該認可投資顧問業者が証券業を営む場合を除く。)における第三十三条の規定の適用については、同条中「貸付けを」のを」と、「ならない」とあるのは「ならぬ」。

第三十二条の四 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の五 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の六 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の七 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の八 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の九 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十一 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十三 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十四 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十五 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十六 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十七 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十八 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の十九 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の二十 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の二十一 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の二十二 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の二十三 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の二十四 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

第三十二条の二十五 認可投資顧問業者が証券業を営む場合(当該認可投資顧問業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者である場合を除く。)においては、第三十三条において準用する第十九条の規定は、適用しない。

十を超える議決権(取得又は保有の態様その他)の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という)を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引法第八十七条の二の二第一項ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所(同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下この章において同じ)又は同法第六条の二十四ただし書の規定により株式会社金融先物取引所を子会社とすることについて認可を受けた証券取引所持株会社(同法第二条第十八項に規定する証券取引所持株会社をいう。以下この章において同じ)が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

3 前項本文に規定する場合に、株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有するごとに、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

4 第一項ただし書の「子会社」とは、会社がその総株主又は総社員の議決権(商法第二百一一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ)の過半数を保有する他の会社を指す。この場合において、会社及びその一若

第三十四条の二十の二 株式会社金融先物取引所の株主は、当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者（以下この項において「対象議決権保有者」という。）となつたときは、内閣府令で定めるところにより、対象議決権保有割合（対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいいう。）、保有の目的その他内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前条第五項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（対象議決権保有届出書の提出者に対する立入検査等）

第三十四条の二十の三 内閣総理大臣は、前条第一項の対象議決権保有届出書のうちに虚偽の記載があり、又は記載すべき事項の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、対象議決権保有届出書の提出者に対し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、対象議決権保有届出書の提出者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その者の書類その他の物件の検査（対象議決権保有届出書の記載に関し必要な検査に限る。）をさせ、若しくは関係者に質問させることができない。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立人検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十四条の二十四第二項第一号中「第十九条第五号イからリまで」を「第五条第二項第二号イからニまで」に改める。

第二章第三節中第三十四条の二十八を第三十四条の五十三とし、第三十四条の二十七の次に次の二目を加える。

(認可等) 第二目 主要株主

第三十四条の二十八 株式会社金融先物取引所の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「主要株主基準値」という。)以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする者又は株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、若しくは保有しようとする法人の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

ただし、金融先物取引所、金融先物取引所持株会社、証券取引所又は証券取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の數に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準値以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなつた者(第三十四条の三十四第三項に規定する特定持株会社を除く。以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨

4 第二項に規定する場合に、特定保有者は、
その他内閣府令で定める事項を、遅滞なく、
内閣総理大臣に届け出なければならない。

5 第二項に規定する場合に、特定保有者は、
特定保有者となつた日から三月以内に、株式
会社金融先物取引所の主要株主基準値未満の
数の対象議決権の保有者となるために必要な
措置をとらなければならない。ただし、当該
特定保有者が株式会社金融先物取引所の主要
株主基準値以上の数の対象議決権の保有者で
あることについて内閣総理大臣の認可を受け
た場合は、この限りでない。

6 特定保有者は、株式会社金融先物取引所の
主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有
者となつたときは、遅滞なく、その旨を内閣
総理大臣に届け出なければならない。

(認可基準)

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、前条第
一項又は第四項ただし書の認可の申請があつ
た場合には、その申請が次に掲げる基
準に適合するかどうかを審査しなければなら
ない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使する
ことにより、株式会社金融先物取引所の業
務の健全かつ適切な運営を損なうおそれが
ないこと。

二 認可申請者が金融先物取引所の業務の公
共性に關し十分な理解を有すること。

三 認可申請者が十分な社会的信用を有する
者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査し
た結果、その申請が同項の基準に適合してい
ると認めたときは、次の各号のいずれかに該
当する場合を除いて、その認可を与えない可
能性がある。

一 認可申請者が第五条第一項第一号イ又は
ロに該当するとき。

二 認可申請者はその役員のうちに第五条
第二項第二号イから二までのいずれかに該
当する者のあるとき。

三 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事実について虚偽の記載又は記録があるとき。

(立入検査等)

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、株式会社金融先物取引所の主要

株主(第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を受けた者をいう。以下この目において同じ。)に対し、当該株式会社金融先物取引所の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該主要株主の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該主要株主の書類その他の物件の検査(当該株式会社金融先物取引所の業務又は財産に関する必要な検査に限る。)をさせ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十四条の二十の三第一項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督上の処分)

第三十四条の三十一 内閣総理大臣は、株式会社金融先物取引所の主要株主が法令に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社金融先物取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第三十四条の二十八第一項又は第四項ただし書の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社金融先物取引所の主要株主基準未満の数の対象議決権の保有者となるたまに必要な措置をとらなければならない。

3 第一項の規定は、株式会社金融先物取引所の主要株主基準以上の数の対象議決権を保有する金融先物取引所、証券取引所及び証券

取引所持株会社について準用する。

(認可の失効)

第三十四条の三十二 株式会社金融先物取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第三十四条の二十八第一項及び第四項ただし書の認可是、効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に主要株主基準値以上の数の対象議決権の保有者となるなかつたとき。

二 主要株主基準値未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 金融先物取引所持株会社になつたとき。
2 前項(第三号を除く。)の規定により認可が失効したときは、主要株主であった者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

(対象議決権に係る規定の準用)

第三十四条の三十三 第三十四条の二十第五項の規定は、第三十四条の二十八、第三十四条の二十九第一項、第三十四条の三十一第二項及び第三項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

(認可等)

第三百四条 金融先物取引所持株会社

第三十四条の三十四 株式会社金融先物取引所を子会社(第三十四条の二十第四項に規定する子会社をいう。以下この目において同じ。)とする者又は株式会社金融先物取引所を子会社とする会社の設立をしようとする

者、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定は、保有する議決権の数に増加がない場合その他内閣府令で定める場合において、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合に、株式会社金融先物取引所を子会社とすることとなる場合には、適用しない。

は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社金融先物取引所を子会社とする会社でなくなるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定持株会社が株式会社金融先物取引所を子会社とする会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

社金融先物取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者がその人的構成に照らして、

その子会社となる株式会社金融先物取引所の経営管理を適確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えないければならない。

一 認可申請者が株式会社でないとき。

二 認可申請者が第五条第二項第一号イ又はロに該当するとき。

三 認可申請者の役員のうちに第五条第二項第二号イからニまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(議決権の保有制限)

第三十四条の三十七 何人も、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、金融先物取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他内閣府令で定める場合において、金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなるときには、適用しない。ただし、当該金融先物取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える部分の対象議決権については、その超えることとなつた日から一年を超えて、これを保有してはならない。

3 前項本文に規定する場合に、金融先物取引所を子会社とすることとなる株式会社

だし書の認可の取消し

第九十一条の三の三第二項第一号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一

第三十四条の三十二第二項(第三十四条の四十四第二項及び第三十四条の五十第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出による届出

第九十一条の三の三第二項に次の一号を加える。

四

第五十五条の九第二項の規定による届出第九一条の四第二項中「金融先物取引所の会員等」を「金融先物取引所持株会社、金融先物取引所の会員等、外国金融先物取引所、外国金融先物取引所参加者」に改める。

二

第九十二条第二項第四号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十五条の十第一項の規定による権限第九十五条の十七第二項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。

第五章を第六章とする。
第五十六条の六第一項中「金融先物業者」を「金融先物取引業者」に改める。
第九十条の十七第二項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。

第五章を第五章とする。
第八十四条中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。
第七十七条第三項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。

第九十条第二項中「第五十二条第二項」を「第三十四条の二十の三第二項」に改める。

第五十六条中「外国の法令に準拠して設立された法人」を「外国法人」に改める。

第三十四条の二十の三第二項に改める。
第三章を第四章とし、第二章の次に次の二章

を加える。

第三章 外国金融先物取引所

第一節 総則

(認可)

第五十五条の一 海外金融先物市場を開設する者は、第三条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の認可を受けて、その使用する電子情報処理組織と国内にある者の使用に係る入出力装置(以下「外国金融先物取引所出入力装置」という。)と接続することにより、当該国内にある者に外国金融先物取引所出入力装置を使用して海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引を行わせることができる。

四 第五十五条の二 前項の規定による届出の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則(これらに準ずるものと含む。以下この章において「業務規則」といいう。)

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類。

三 その他内閣府令で定める書類

(認可の条件)

第五十五条の三 内閣総理大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

二 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。い。

(認可の申請)

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の認可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 本店又は主たる事務所の所在の場所

三 国内における代表者の氏名及び国内の住場所

四 役員の役職名及び氏名

五 国内における代表者の氏名及び国内の住物取引所入出力装置を使用した海外金融先物市場における金融先物取引と類似の取引に十分な取引量及び外国金融先物取引所参

(以下「外国市場取引」という。)を行う者をいう。以下同じ。)に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場の種類及び名称

七 外国金融先物取引所参加者の商号又は名称

八 その他内閣府令で定める事項

九 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款並びに外国市場取引に係る業務規程及び受託契約準則(これらに準ずるものと含む。以下この章において「業務規則」といいう。)

二 外国市場取引に係る業務の内容及び方法として内閣府令で定めるものを記載した書類。

三 その他内閣府令で定める書類

(認可審査基準)

第五十五条の五 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその本店又は主たる事務所が所在する国において第三条の免許と同種の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けた者であること。

二 認可申請者がこの法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分(以下この号、第五十五条の十一及び第五十五条の十二において「この法律等」という。)又は業務規則に違反した外国金融先物取引所参加者に対しこの法律等又は業務規則を遵守させるために必要な措置をとることができること。

三 認可申請者の業務規則が外国金融先物取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するために十分であること。

四 認可申請者の業務規則が外国金融先物取引所参加者が行う外国市場取引を公正かつ円滑ならしめ、及び委託者を保護するため

加者の数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして国内にある者に外国市場取引を行わせることが公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であること。

二 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えないなければならない。

三 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していないと認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えないなければならない。

四 認可申請者が外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから政令で定める期間を経過するまでの者であるとき(政令で定める場合に該当するときを除く。)。

五 認可申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。

六 認可申請者の役員又は国内における代表者のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八 認可申請者の役員又は国内における代表者のうち第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

二十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

三十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

四十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

五十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

六十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

七十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

八十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

九十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百二十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十五 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十六 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十七 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十八 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百三十九 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百四十 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百四十一 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百四十二 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百四十三 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当する者があるとき。

一百四十四 認可申請者の本店又は主たる事務所の所在地に該当

物取引所が第五十五条の二第一項の認可を受けた当時第五十五条の五第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その認可を取り消すことができる。

(変更等の届出)

第五十五条の八 外国金融先物取引所は、第五十五条の四第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号に掲げる書類に記載した業務の内容若しくは方法について変更があつた場合業務規則について重要な変更があつた場合その他内閣府令で定める場合には、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(認可の失効)

第五十五条の九 外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十五条の二第一項の認可は、効力を失う。

一 外国市場取引を行う外国金融先物取引所の参加者がなくなつたとき。
二 外国市場取引が行われる海外金融先物市場の全部を閉鎖したとき。
三 解散したとき。

2 前項の規定により認可が失効したときは、その国内における代表者又は代表者であつた者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(立入検査等)

第五十五条の十 内閣総理大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるとときは、外國金融先物取引所若しくはその外國金融先物取引所参加者に対し、その外国市場取引に係る業務に関して、報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、外国金融先物取引所の事務所その他の施設若しくはその外國金融先物取引所参加者の営業所若しくは事務所に立ち入り、その外国市場取引に係る業務の状況若しくは書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること

2 第三十四条の二十の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。
(外国金融先物取引所等に対する監督上の処分)

第五十五条の十一 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所が次の各号のいずれかに該当する場合において、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該外国金融先物取引所の第五十五条の二第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて外国市場取引の全部若しくは一部の停止を命じ、又は外国市場取引に係る業務の変更を命ずることができる。

一 第五十五条の五第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。
二 第五十五条の五第二項第二号から第五号までに該当することとなつたとき。
三 認可に付した条件に違反したとき。
四 この法律等若しくは業務規則に違反したとき、又は外国金融先物取引所参加者がこの法律等若しくは業務規則に違反する行為をしたにもかかわらず、これに対しこの法律等若しくは業務規則を遵守させるために当該外国金融先物取引所に認められた権能を行使せずその他必要な措置をとることを怠つたとき。

五 外国金融先物取引所の行為又はその開設する海外金融先物市場における外国市場取引の状況が公益又は委託者の保護のため有害であると認めるとき。

2 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所の国内における代表者(国内に事務所がある場合にあっては、当該事務所に駐在する役員を含む。以下この項において同じ。)がこの法律等に違反したときは、当該外国金融先物取引所に対し当該国内における代表者の解任を命ずることができる。
(外国金融先物取引所参加者に対する監督上)

の処分)

第五十五条の十二 内閣総理大臣は、外国金融先物取引所参加者がこの法律等に違反したときは、外國金融先物取引所に対し当該外国金融先物取引所参加者の取引資格を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該外国金融先

物取引所参加者の外国市場取引を停止することを命ずることができる。

第六条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第七号を次のように改める。
(商工組合中央金庫法の一部改正)
第六条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第二十八条第一項第七号を次のように改める。

七 有価証券(第十一号ニ定ムル証書ヲ以テ表示セラルル金銭債権ニ該当スルモノヲ除ク第十一号及第二十八条ノ六第一項第一号ノ一二於テ同ジ)ノ売買 有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引ヲ除ク)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又ハ外国市場証券先物取引(顧客ノ書面ニ依ル注文ヲ受ケケ其ノ計算ニ於テ為スモノニ限ル)ヲ為スコト

第二十八条第一項第十九号中「為スコト」の下に「(第七号ニ掲グル業務ニ該當スルモノヲ除ク)」を加え、同条第五項中「第二条第九項」を「第二条第十一項」に、「同条第十項」を「同条第十二項」に改め、同条第六項を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

第一項第七号、第十九号又ハ第二十号ノ「有価証券店頭デリバティブ取引」「有価証券指数等先物取引」「有価証券オプション取引」「外国市場証券先物取引」又ハ「有価証券先渡取引」又ハ「有価証券オプション取引、有価証券指数等先

十三項に改める。

(農業協同組合法の一部改正)
第七条 農業協同組合法(昭和二十一年法律第百三十二条)の一部を次のように改正する。

第十一条第六項第三号の次に次の二号を加える。
三の二 有価証券(第六号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号の二及び第七号において同じ。)の売買、有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く)、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引

の利用者の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。)

第十一条第六項第六号の二中「(前号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第七号において同じ。)」を削り、同項第十二号中「第一条第十項」を「第二条第十二項」に改め、同項第十五号中「同じ。」の下に「であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの」を加え、同条第十二項中「(平成十年法律第百五号)」を削り、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項」を「第二条第十二項」に改め、同項第十五号中「同じ。」の下に「であつて、第三号の二に掲げる事業に該当するもの以外のもの」を加え、同条第十二項中「(平成十年法律第百五号)」を削り、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項」の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第六項に規定する特定短期社債(次項第五号において「旧特定短期社債」という。)」を「旧特定短期社債」に改め

る。
第十一条第十三項及び第十六項を削り、同条第九項の次に次の二項を加える。

第六项第三号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十三項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

第一 社債等の振替に関する法律(平成十三年

法律第七十五号)第六十六条第一号に規定

一商工組合中
する短期社債

商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ一に規定する短期商

工債券

（借用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定）

する短期債券

四
保險業法(平成七年法律第百五号)第六十

資産の流動化に関する法律(平成十年法)

律第百五号) 第二条第八項に規定する特定

短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法

法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条

第一項の規定によりなおその効力を有する

ものとされる同法第一條の規定による改正前の特許目的会社による特許資産の流動化

に関する法律(平成十年法律第百五号)第二

条第六項に規定する特定短期社債（第十四

項において「旧特定短期社債」というのを含む。)

八 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十

三号)第六十二条の二第一項に規定する短

第六類第三號の二六 第十五号及び第十六号

「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価

「証券指数等先物取引」、「有価証券オプション」

取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価

一条第八項第三号の二又は第二十一項から第

十四項までに規定する有価証券店頭デリバ

有価証券指數等先物取引 有価

又は有価証券先渡取引をいう。

第十一條の十八第一項第二号の次に次の二号

二の二 证券取引法第二条第十二項に規定する

る証券仲介業者のうち、証券仲介業（同条

立部 才政金融委員会会議録第十一号 平成

第五部 財政金融委員会會議録第十号 平成十五年五月十五日

參議院

卷之三

改め
る。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社 第五十八条の五第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加え る。

**第十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九
十三号)の一部を次のように改正する。**

(農林中央金庫法の一部改正
一一二三 暫不口頭金庫云々立

に改める。
第六十条第一項中「及び次条」を「、次条及
び第六十一条の二」に改める。
第三章第二節中第六十一条の次に次の二条を
加える。
(二)手元(二)(三)

第六十一条の二 加入者が、補償対象債権に係る第六十条第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該加入者から当該支払をした受託

者に対し当該支払に係る補償対象債権(当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該受託者が取得した部分に限る)に係る社債等の譲渡があつたものとみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

「一号の二中」「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項第五号中「第二条第九項」を「第一条第十一項」に改め、同項第六号中「第一条第十項」を「第二条第十二項」に改める。

附
則

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一項及び第二十七条の三十の七第一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第二十七条の三十の八の改正規定、同条に二項を加える改正規定並びに同法第百九十八条

第七十二条第二項第二号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

（社債等の振替に関する法律の一部改正）
第十三条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正す
る。

目次中「第六十一条」を「第六十一条の二」に改める。
第六十条第一項中「及び次条」を「、次条及び第六十一条の二」に改める。
第三章第二節中第六十一条の次に次の二条を加える。

(所得税法等の適用)
第六十一条の二 加入者が、補償対象債権に係る第六十条第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該加入者から当該支払をした受託者に対し当該支払に係る補償対象債権(当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該受託者が取得した部分に限る。)に係る社債等の譲渡があつたものとみなして、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。
前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
施行期日
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中証券取引法第二十七条の三十の三正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十九条の三十の八の改正規定、同条に一項を加える改正規定並びに同法第一百九十八条の二第一項の改正規定、第三条中投資信託及び投資法人に関する法律第三十八条第五項及び第一百二十九条第四項の改正規定、第四条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第十七条第一項の改正規定並びに第五条中金融先物取引法第十二条第三項、第三十四条の十六第一項及び第九十条の六第一項の改正規定
この法律の公布の日

第七条の二第四項、第一十七条の二十八第三項及び第三十二条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る)、同条第六項、同法第五十四条第一項第四号及び同法第六十五条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(同項第一号の改正規定を除く)並びに同法第六十五条の二第一項、同条第三項、同条第九項、第六十五条の三、第一百六十六条第五項及び第二百一条第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に關する法律第二条第一号の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定(「のうち銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る)、同法第二十二条第一項第四号の改正規定(「銀行」の下に「協同組織金融機関」を加える部分に限る)及び同項第五号の改正規定、第六条中商工組合中央金庫法第二十八条第一項第七号及び第十九号の改正規定、同条第六項を削る改正規定並びに同条第三項の次に一項を加える改正規定、第七条中農業協同組合法第十条第六項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の二、同項第十五号及び同条第十二項の改正規定、同条第十三項及び第十六項を削る改正規定並びに同条第九項の次に二項を加える改正規定、第八条中水産業協同組合法第十一条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第六号の改正規定、同法第八十七条第四項第三号の次に一号を加える改正規定、同法第九十三条第二項第三号の次に一号を加える改正規定及び同法第九十七条第三項第三号の次に一号を加える改正規定、第九条中一小企業等協同組合法第九条の八第二項第七号の改正規定、第十条中信用金庫法第五十三条第二項第二号及び第五十四条第四項第二号の改正規定、第十一中労働金庫法第五十八条第二項第八号及び第五十八条の二第一項第六号の改正規定、第十二条中農林中央金庫法第

五十四条第四項第一号の改正規定 第十三条の規定、附則第十六条中租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十七条の十一第一項第一号、第三十七条の十四の二第一項第一号及び第四十一条の十四第三項第二号の改正規定並びに附則第十七条中所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十四条の三第一項第二号の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日

三 附則第二十九条の規定 犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第一号)の施行の日又はこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日

(証券会社等の主要株主に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に証券会社(第一条の規定による改正後の証券取引法(以下「新証券取引法」という。)第一条第九項に規定する証券会社をいう。以下この条において同じ。)の主要株主(新証券取引法第二十八条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又は証券会社を子会社(同条第三項に規定する子会社をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「証券会社等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該証券会社等の主要株主となつたものとみなす。(外務員に対する監督上の処分に関する経過措置)

第三条 新証券取引法第六十四条の五第一項(第三号に限る。)の規定は、施行日以後の行為について適用する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に投資信託委託業者(第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「新投信法」とい

う。第二条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。)の主要株主(新投信法第九条第三項に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又は投資信託委託業者を子会社(新投信法第九条第四項に規定する子会社をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「投資信託委託業者等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該投資信託委託業者等の主要株主となつたものとみなす。

第五条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「旧投信法」という。)第三十四条の十第三項の規定により認可を受けて証券業(新投信法第十三条の二に規定する証券業をいう。)を営んでいる者(証券仲介業者(新投信法第十三条の二に規定する証券仲介業者をいう。)又は許可外国証券業者(新投信法第十三条の二に規定する許可外国証券業者をいう。)である場合を除く。)であつて、旧投信法第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けているものは、施行日において当該承認に係る業務について新投信法第三十四条の十一第二項の規定による営業の届出をしたものとみなす。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に認可投資顧問業者(第四条の規定による改正後の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「新投資顧問業法」という。)第三条に規定する主要株主をいう。以下この条において同じ。)又は認可投資顧問業者を子会社(新投資顧問業法第一一十七条第四項に規定する子会社をいう。)とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第五

項第一号に規定する持株会社をいう。)の主要株主(以下この条において「認可投資顧問業者等の主要株主」という。)に該当する者は、施行日において当該認可投資顧問業者等の主要株主となつたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(以下「旧投資顧問業法」という。)第三十一条第二項の規定により認可を受けた証券業(新投資顧問業法第二十三条に規定する証券業をいう。)を営んでいた者(証券仲介業者(新投資顧問業法第二十二条第二項第二号に規定する証券仲介業者をいう。)又は許可外国証券業者(新投資顧問業法第二十二条第二項第二号に規定する証券業者をいう。))を営んでいた者(証券仲介業者(新投資顧問業法第二十二条第二項第二号に規定する証券業を除く。)であつて、旧投資顧問業法第三十条第一項ただし書の承認を受けていたものは、施行日において当該承認に係る業務について新投資顧問業法第三十一条第三項の規定による営業の届出をしたものとみなす。

(信託業法の一部改正)

第八条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条ノ一第一項中「第二条第二十七項」を「第一条第三十一項」に、「第二条第十三項」を「第一条第十五項」に改める。

(私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第九条 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第九条第五項第二号中「持株会社」の下に「及び証券仲介業者(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。次条第二項において同じ。)」を加える。

第十条第二項中「証券業を営む会社」の下に「(証券仲介業者を除く。)」を加える。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第一号の次に次の二号を加える。

二の二 証券取引法第二条第十一項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業(同条第十一項定義)に規定する証券仲介業をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の主要務省令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第四条の四第二項第五号イを次のように改める。

イ 証券専門会社又は証券仲介専門会社

第四条の四第二項第五号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第十二条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十四号中「第二条第十八項」を「第二条第二十一項」に、「同条第十九項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十項」を「同条第二十三項」に、「同条第十八項」を「同条第二十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十七項」に、「第二条第九項」を「第二条第十一項」に、「同条第九項」を「同条第十六項」に、「第二条第十一項」を「第二十二条第一項」に、「第二条第十三項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五条の三第八項中「第二条第十七項」を「第一条第十項」に改め、同条第三項百三十九号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項及び第一百四十五条の四第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十七項」に改める。

(商品取引所法の一部改正)

第十三条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百八十七号)の一部を次のように改正する。
第六条第五項中「第十八項から第二十一項まで」を「第二十一項から第二十四項まで」に改め、同条第七項中「第二条第九項又は第十項」を「第二条第十一項又は第十二項」に改める。
第十三条の二第一項第二号の次に次の一号を加える。

三の一 証券取引法第二条第十二項(定義)に規定する証券仲介業者のうち、証券仲介業者をいう。以下この号において同じ。)のほか、証券仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの(以下「証券仲介専門会社」という。)

第十三条の一第四項第五号イ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加え、同号ハ中「証券専門会社」の下に「又は証券仲介専門会社」を加える。

第十六条の四第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の一 証券仲介専門会社

第十六条の四第一項第七号ロ中「証券専門会社」の下に、「証券仲介専門会社」を加える。
(厚生年金保険法の一部改正)

第十五条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第

十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「次号イからクまで」を「次号イからマまで」に改め、同条第三号中クをマとし、ネからオまでを二つずつ繰り下げ、ツをネとし、ネの次に次のように加える。

ナ 金融先物取引所持株会社

第四条第三号中ソをツとし、ヨからレまでを一つずつ繰り下げ、カの次に次のように加える。

ヨ 証券取引所持株会社

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成十五年五月二十日印刷

平成十五年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者
国立印刷局

0